目　　次

事業計画書

① 様式第１号（事業計画書）
② 事業計画の概要
③ 関係法令等の許可等の種類及び手続の実施状況
④ 施設付近の見取図
⑤ 施設の配置図（表示設置位置を含む）
⑥ 施設、建屋（門扉・囲いを含む）の構造図、平面図、立面図、断面図
⑦ 排水の処理方法に係る処理系統図
⑧ 排水（汚水・雨水）の経路図
⑨ 産業廃棄物の保管施設の概要
⑩ 構造・設備指針への適合状況
⑪ 周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
⑫ 施設の設計（構造）計算書
（１）埋立面積求積図
（２）貯留構造物（土堰堤）の安定計算書
（３）盛土造成法面の安定計算書
（４）遮水工敷設面の安定性評価
⑬ 施設の能力計算書
（１）埋立容量計算書
（２）浸出水集排水施設計算書
（３）雨水集排水施設計算書
（４）地下水集排水施設計算書
（５）防災調整池計算書
（６）埋立ガス処理施設検討書
（７）浸出水処理設備設計計算書
⑭ 浸出水処理設備に係る水量・水質の根拠書類
（１）浸出水処理計画書
（埋立期別計画・埋立順序等を踏まえた浸出水調整設備規模、浸出水処理設備能力に関する計算書）
（２）浸出水処理設備に係る計画流入水質及び放流水質の設定根拠
⑮ 生活環境影響調査結果書
⑯ 周辺区域の生活環境の保全のための措置
⑰ 維持管理計画書
⑱ 災害防止計画書
⑲ 土地関係書類
（１）設置場所の地番、地目等
（２）設置場所の登記事項証明書
（３）登記所に備えられた地図（公図）

資　料　編

資料ａ　貯留構造物（土堰堤）の安定計算
資料ｂ　盛土造成法面の安定計算
資料ｃ　遮水工設計
資料ｄ　搬入検査計画

①＿様式第１号（事業計画書）

備考（変更の概要、変更の理由など）
・廃棄物の種類について 平成 29 年の改正廃棄物処理法の施行に関連して、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじんに係る取扱いとして「受入しない」と決定したので、追記した。 ・設置場所について 施設内水路（埋立地～防災調整池までの雨水集排水水路）の位置変更に伴い、土地地番１つが追加になる。 ・廃棄物の処理施設等の処理能力について 詳細設計の結果及び現地用地測量の結果に伴い、埋立面積及び埋立容積の数値を変更した。

様式第1号(第6条関係)の変更

事業計画書（変更版）

令和６年１月１２日付　変更届

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく、事業計画(変更版）は次のとおりです。

廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由	県内の事業所から事業活動に伴って排出される産業廃棄物を適正に処分するため
廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類	施設の種類：産業廃棄物の最終処分場 処理する廃棄物の種類： 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号に規定する廃棄物 以上13品目 ・いずれも特別管理産業廃棄物を除く ・いずれも水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く ・廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類にあっては石綿含有産業廃棄物を含む。
廃棄物処理施設等の設置場所	鳥取県米子市淀江町小波434-102番地　外36筆
廃棄物処理施設等の処理能力	埋立面積：22,100㎡ 埋立容量：25.2万㎥（第Ⅰ期：約7.4万㎥、第Ⅱ期：約17.8万㎥）
廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要	処理方式：管理型最終処分場 構造及び設備の概要：別紙のとおり
事業の実施に当たって関係する法令等の許可等の種類及び手続の実施状況	別紙のとおり
廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作業を行わない日	廃棄物の搬入日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く） 作業時間：原則として午前8時30分～午後5時30分 作業を行わない日：原則として第2・4土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 ＊土曜日は、廃棄物の搬入は行わず、主に施設の維持管理に係る軽作業等を実施する。 ＊処分場の適切な管理及び災害の防止等のために行う作業はこの限りではない
鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第27条の規定により行う措置の有無及びその内容	環境汚染賠償責任保険に加入し、破損その他の事故が発生した場合に適切に対応する。 埋立終了後から廃止に至るまでは、最終処分場維持管理積立金制度による必要な維持管理を図る。

添付書類

1　廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図

2　最終処分場にあっては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

3　中間処理施設にあっては、同施設において処理を行った後における一般廃棄物又は産業廃棄物の処分方法を記載した書類

4　廃棄物処理施設等の設置予定場所の土地の付近の見取図

5　排水の経路図

6　最終処分場以外の廃棄物処理施設等にあっては、処理工程図

7　周辺区域の生活環境の保全のための措置(環境保全目標値を含む。)を記載した書類

8　計画地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本

9　廃棄物処理施設等の処理能力を明らかにする設計計算書(積替え保管施設にあっては、保管できる量の上限についての計算書)

10　廃棄物処理施設等の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び点検頻度を示す書類

11　その他知事が必要と認める書類及び図面

②＿事業計画の概要

備考（変更の概要、変更の理由など）
３（１）設置場所の地名地番 施設内水路（埋立地～防災調整池までの雨水集排水水路）の位置変更に伴い、土地地番１つが追加になる。 ３（４）開発区域面積 主に現地用地測量の結果に伴い、算出面積を改めた。 ３（５）建築物の有無 H28 事業計画では、管理事務所に計量施設を併設する予定であったが、廃棄物運搬車両を効果的に誘導するために、本計画では計量施設を別棟で建設することにした。 ５　施設の諸元情報（事業計画地面積、埋立面積、埋立容量、浸出水調整（槽）設備規模） 現地測量の結果及び詳細設計の結果に伴い、各種の数値を変更した。

事業計画の概要

１　設置（事業）目的

鳥取県内の事業所から事業活動に伴って排出される産業廃棄物を適正に処分するため、産業廃棄物管理型最終処分場を設置する。

２　設置場所の概要

（１）設置場所の地名地番

鳥取県米子市淀江町小波 434-102 番地　外 36 筆

（２）土地規制

非線引き都市計画区域

（３）土地の現況

森林、農地、隣接地：一般廃棄物最終処分場

（４）開発区域面積　　38,832　m^2

（５）建築物の有無（ 有 ・ 無 ）

№.	建築場所の地名地番	建築面積※	新設・既設の別	主　な　用　途
1	米子市淀江町小波 1791、1792、1793 番	約 1,700 ㎡	新築	管理事務所 浸出水処理施設
2	米子市淀江町小波 1799 番	約 160 ㎡	新築	計量棟

※建設面積は未確定（建設時に決定される）であり、およその目安としての数値を示す。

３　埋立終了後の跡地利用

農地及び森林として利用する。

４　申請者の概要

（１）資本金

基本財産 20,000,000 円（公益財団法人）

（２）業務内容（産業廃棄物処理業以外のものも含む）

・産業廃棄物処理施設の確保に関する事業
・産業廃棄物の処分に関する事業
・産業廃棄物の処理についての相談及び普及啓発に関する事業
・その他上記の目的を達成するために必要な事業

（３）従業員数、新規雇用従業員数及びその確保方法

職員数：　７名
新規雇用職員数：　１名
※なお、埋立地及び水処理施設の管理等は、民間委託とする。

（４）申請手続き担当者

業務課　奥田　益算

５　施設の諸元情報

■産業廃棄物管理型最終処分場　諸元情報

項目	計画諸元
埋立工法	セル方式に基づくサンドイッチ工法
埋立構造	準好気性埋立構造
埋立方法	期別埋立計画による段階的埋立方法
開発面積	約38,900 m^2
埋立面積	22,100 m^2
埋立容量	埋立容量：25.2万 m^3 （Ⅰ期埋立容量 約7.4万m^3・Ⅱ期埋立容量 約17.8万m^3）
埋立年数	約47年間 （第Ⅰ期埋立期間 約10年間・第Ⅱ期埋立期間 約27年間、 維持管理期間 約10年間）
遮水構造	表面遮水工に基づく遮水構造 〔底面部〕遮水シート工、ベントナイト混合土等を用いた多重遮水構造 〔法面部〕遮水シート工等を用いた多重遮水構造
遮水機能 モニタリング	電気的漏えい検知システム
浸出水処理施設	〔浸出水調整（槽）設備規模〕　7,480 m^3以上（全体） 〔浸出水処理設備規模〕　最大70m^3/日（全体） 〔水処理設備〕 カルシウム対策処理 生物処理 凝集沈殿処理 吸着処理（砂ろ過・活性炭等） 逆浸透膜処理　　など

（参考）隣接する一般廃棄物最終処分場の情報

設置場所　　：鳥取県米子市淀江町小波 441 番地外 29 筆
埋立地の面積：31,825 m^2
埋立容量　　：489,657 m^3
許可番号　　：米保 38 第 3 号（変更許可）
許可年月日　：平成 15 年 7 月 22 日

事業計画区域図

S=1:1600

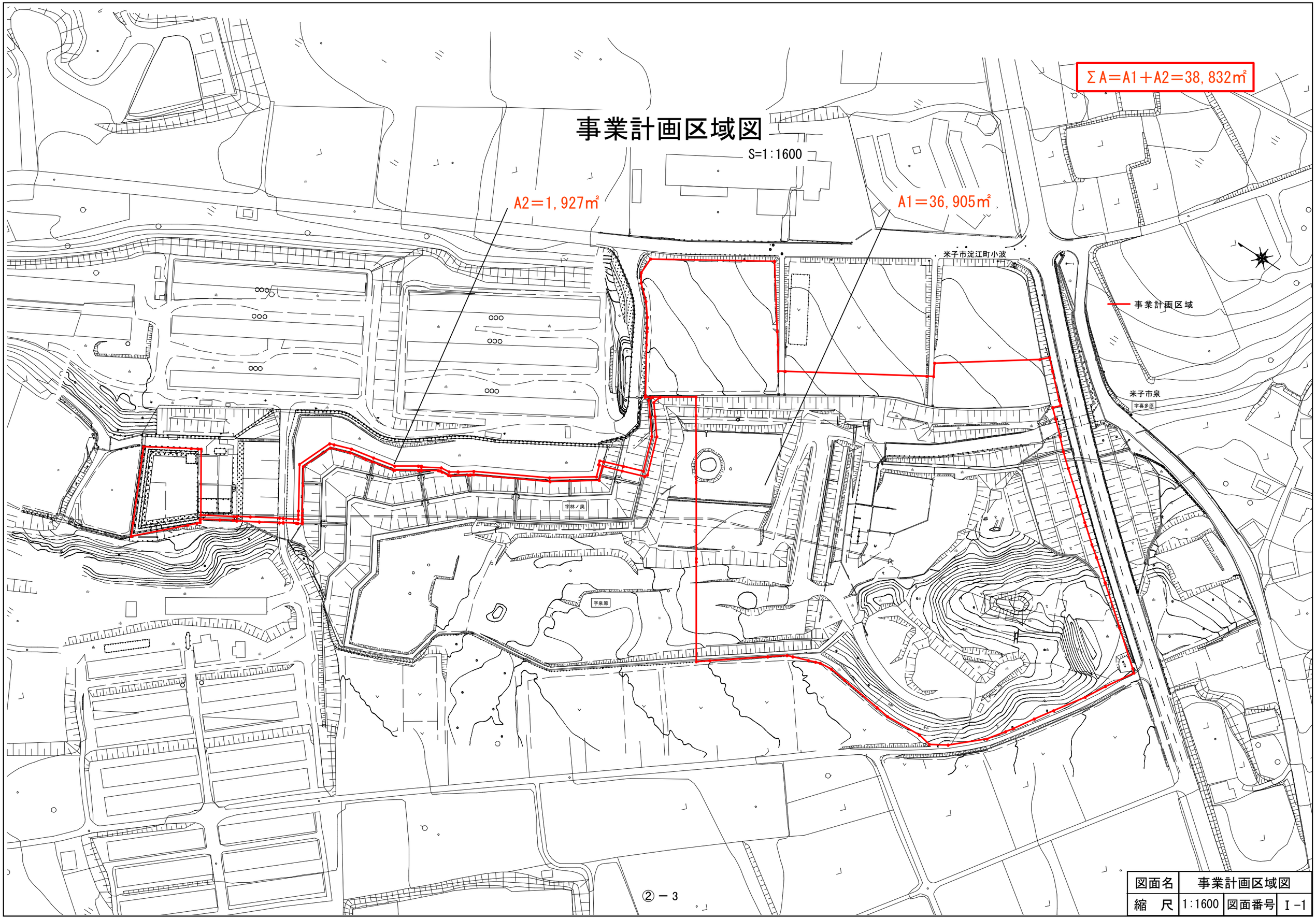

図面名	事業計画区域図		
縮　尺	1:1600	図面番号	Ⅰ-1

③__関係法令等の許可等の種類
及び手続の実施状況

備考（変更の概要、変更の理由など）
・H28 事業計画時に施設内容が決定しておらず「未定」としていた事項の対応や、条例手続き時の県生活環境部長通知（H28.12.28 付）を踏まえ追加となった関係法令等に関して再整理を行った。 ・今回の事業計画変更を踏まえ、手続要否に変化が生じる可能性がある関係法令については、改めて手続窓口に確認等を行った。(センターにおいて手続要否に変化が生じないと判断した事項についてはその旨を記載した。)

関係法令等の許可等の種類及び手続きの実施状況

令和５年１１月末日時点

法令名	関係条文 (必要手続き等)	手続き必要性の有無		確　認 年月日	手続き状況
		H28	R05		
国土利用計画法	第23条(権利の移転等の届出)	未定	有	H28.9.30 米子市都市計画課（現：都市創造課）確認 R5.8.31 米子市都市創造課に確認	・土地取引契約締結後２週間以内に届出書を提出する。
都市計画法	第29条(開発行為許可申請)	未定	無 (※)	H28.9.29 米子市建築指導課（現：建築相談課）確認 H30.7.31 米子市建築相談課確認	・許可申請は不要。（廃掃法の許可後、事前協議書を提出する）
公有水面埋立法	第2条(埋立の免許)	無	無 (※)	―	―
建築基準法	第6条(建築確認申請)	有	有 (※)	H28.9.29 米子市建築指導課(現：建築相談課)に確認	・管理事務所棟が対象。本工事の際に受注者が設計し申請する。
	第51条(ただし書き許可申請)	無	無 (※)	H28.9.29 米子市建築指導課(現：建築相談課)に確認	―
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第12条(適合性判定申請)又は第19条(建築物の建築に関する届出等)	有	有 (※)	H28.9.29 米子市建築指導課(現：建築相談課)に確認	・工事着手前までに申請予定。
鳥取県地球温暖化防止条例	第19条(建築物環境配慮計画書の提出)	有	有 (※)	H28.9.29 米子市建築指導課(現：建築相談課)に確認	・工事着手予定日の21日前までに提出予定。
建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律	第10条(対象建設工事の届出)	有	有 (※)	H28.9.29 米子市建築指導課(現：建築相談課)に確認	・工事着手の７日前までに届出予定。
農地法	第4条(転用許可申請・届出)	無	無 (※)	―	・土地所有者が農地以外の目的に転用することであり該当しない。
	第5条(転用目的での権利移転の許可申請・届出)	有	有 (※)	H28.6.21 西部総合事務所農林業振興課確認	・農振除外手続完了後に申請予定。
農業振興地域の整備に関する法律	第13条(農業振興区域整備計画の変更)	有	有 (※)	H28.9.21 米子市農林課確認	・廃掃法の設置許可申請後に申請予定。
	第15条の2(開発行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.10.3　米子市農林課確認 R01.12.17 米子市農林課確認	農地転用の手続きを行うため、不要。
海岸法	第7条(海岸保全区域の占用許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
	第8条(海岸保全区域の開発行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
港湾法	第37条(港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
	第38条の2(臨港地域内における行為の届出)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
道路法	第24条(道路工事の施工の承認申請)	有	有 (※)	H28.10.6　西部総合事務所維持管理課確認	・工事着手までに申請予定。
	第32条(道路の占用の許可申請)	有	有 (※)	H28.10.6　西部総合事務所維持管理課確認	・工事着手までに申請予定。
米子市法定外公共物管理条例	第4条(法定外公共物の占用許可申請) 第9条(法定外公共物の敷地内での行為の許可申請)	未定	有 (※)	H28.9.29 米子市維持管理課確認	・第4条該当なし。 ・第9条申請予定。（下流水路改修を行う場合に必要）
漁港漁場整備法	第39条 (工作物建設等の許可)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
河川法	第24条(河川区域の占用許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
	第26条(河川区域の工作物の新築等の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
	第27条(河川区域の土地の掘削等の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
	第55条(河川保全区域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
	第57条 (河川予定地における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―

法令名	関係条文 (必要手続き等)	手続き必要性の有無		確　認 年月日	手続き状況
		H28	R05		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第 7 条(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
地すべり等防止法	第 18 条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第 10 条第 1 項(土砂災害特別警戒区域内で行う開発行為の許可)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
砂防法	第 4 条(砂防指定地における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
採石法	第 33 条の 5 第 2 項(軽微な変更)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所維持管理課確認	―
森林法	第 10 条の 2(開発行為の許可)	有	有 (※)	H28.7.6　西部総合事務所農林業振興課確認	・申請予定。(設置許可申請後)
	第 27 条(保安林の指定解除申請)	無	無 (※)	H28.6.21 西部総合事務所農林業振興課確認	―
	第 34 条(保安林における立木伐採の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.21 西部総合事務所農林業振興課確認	―
土地改良法施行令	第 59 条(他目的への使用等承認申請)	無	無 (※)		―
土地区画整理法	第 76 条(土地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.9.30 米子市都市計画課(現：都市創造課)に確認	―
文化財保護法	第 93 条(周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出)	有	有 (※)	H28.7.11 届け出済み R04.4.19 米子市文化振興課	・R4 年 3 月本調査実施済み。(百塚 88 号古墳) ・米子市による試掘調査が必要。
	第 125 条(現状変更等の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.7　米子市教育委員会事務局(現：文化振興課)に確認	―
自然公園法	第 20 条第 3 項(特別地域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16　西部総合事務所生活安全課確認	―
	第 33 条(普通地域における行為の届出)	無	無 (※)	H28.6.16　西部総合事務所生活安全課確認	―
自然環境保全法	第 25 条(特別地域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16　西部総合事務所生活安全課確認	―
	第 27 条(海中特別地域における行為の許可申請))	無	無 (※)	H28.6.16　西部総合事務所生活安全課確認	―
	第 28 条(普通地域における行為の届出)	無	無 (※)	H28.6.16　西部総合事務所生活安全課確認	―
都市公園法	第 6 条(都市公園の占用の許可申請)	無	無 (※)	H28.6.16 西部総合事務所建築住宅課確認 H28.9.29 西部総合事務所維持管理課確認	―
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 29 条(特別保護区域における行為の許可申請)	無	無 (※)	H28.10.3 米子市農林課確認	―
消防法	第 9 条の 3(圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)	未定	無	R05.11.28 センター判断	・硫酸 200 kg以上貯蔵の場合、届出必要。 ・設計は塩酸のため不要。
	第 9 条の 4(指定可燃物の届出)	未定	無	R05.11.28 センター判断	・60%以上のメタノール 400 ㍑以上の場合、届出必要。 ・設計は 50%メタノールであり対象外。
	第 11 条(危険物貯蔵所等の設置許可申請)	未定	有	R05.11.28 センター判断	・軽油、灯油 1,000 ㍑以上貯蔵の場合は許可が必要。 ・設計では灯油 10,000 ㍑（ボイラー、発電機の使用）であり許可申請予定。 ・貯蔵の場合は、貯蔵所設置許可、危険物取扱者。(乙 4)
	第 8 条防火管理者の選任	―	有	R5.8.21 米子消防署に確認	・見学者等がある場合、常駐人員に加え会議室の収容人数（会議室面積を 3 ㎡で割った数字）が 50 人以上となれば選任が必要。 ・建築確認申請を受理した市が消防局へ照会し、消防局が第 8 条の対象となるかどうかを確認。対象となれば消防局から申請者へ「計画通知」を送付。 ・事務所の使用開始 7 日前までに届出が必要。
鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例	第 44 条(火を使用する設備等の設置の届出)	―	有	R05.11.28 センター判断	・内燃機関を原動力とする発電設備を設置する前に設置届が必要。(非常用発電機が該当)
	第 46 条(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)	―	無	R05.11.28 センター判断	・指定数量未満の危険物の貯蔵および指定可燃物の貯蔵予定なし。
国有財産法	第 8 条(国有財産の引継:国有財産の用途廃止申請)	無	無	R05.11.28 センター判断	・区域内に里道、水路はない。

法令名	関係条文 (必要手続き等)	手続き必要性の有無		確　認 年月日	手続き状況
		H28	R05		
高圧ガス保安法	第16条・第17条の2(高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出)	無	無	R05.11.28 センター判断	・高圧ガスは扱わない。
電気事業法	第53条(自家用電気工作物の使用の開始の届出)	未定	有	R05.11.28 センター判断	・受電設備が対象であり届出予定。
大気汚染防止法	第6条(ばい煙発生施設、一般粉塵発生施設の設置の届出)	未定	無	R05.8.8 西部総合事務所環境・循環推進課確認	・ボイラー、発電機の燃焼能力50㍑/h以上の場合は届出が必要。 ・設計はボイラー44㍑/h（22㍑/h×2台)、発電機はそれ以下であり対象外。
水質汚濁防止法	第5条(特定施設の設置の届出)	無	無 (※)	H28.10.5 西部総合事務所環境・循環推進課確認	・機械式のタイヤ洗浄施設は該当するが設置しない。
騒音規制法	第6条(特定施設の設置の届出)	無	無 (※)	H28.9.13 米子市環境政策課確認	0.75kw以上の冷却塔は対象（設計は3.3kwの冷却塔）であるが、規制地域外のため該当せず。
	第 14 条(特定建設作業の実施の届出)	―	無 (※)	H28.9.13 米子市環境政策課確認	―
振動規制法	第6条(特定施設の設置の届出)	無	無 (※)	H28.9.13 米子市環境政策課確認	―
	第 14 条(特定建設作業の実施の届出)	―	無 (※)	H28.9.13 米子市環境政策課確認	―
ダイオキシン類対策特別措置法	第12条(特別施設の設置の届出)	無	無 (※)	H28.10.5 西部総合事務所環境・循環推進課確認	―
土壌汚染対策法	第4条第1項(土地の形質の変更の届出)	有	有 (※)	H28.10.5 西部総合事務所環境・循環推進課確認	・工事着手の30日前までに届出予定。
とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び維持的な利用に関する条例	第7条(影響調査計画書の届出) 第9条(採取計画の届出)	未定	無	R05.11.28 センター判断	・新規の取水井戸の設置がないため不要。
鳥取県公害防止条例	第48条第1項(騒音関係特定施設の設置の届出)	未定	無 (※)	H28.12.28 センター判断	
下水道法	第11条の2(仕様の開始等の届け出)	無	無 (※)	R05.11.28 センター判断	・下水道には接続しない。
	第 12 条の 3(特定施設の設置等の届け出)	無	無 (※)	R05.11.28 センター判断	・下水道には接続しない。
浄化槽法	第5条第1項(浄化槽の設置等の届出)	無	有 (※)	H28.9.9 米子市環境政策課に確認	・建築確認申請により手続き予定。
景観法	第16条(行為着手前の届出)	有	有 (※)	H28.9.30 米子市都市計画課(現：都市創造課)に確認	・申請予定。
鳥取県税条例	第 221 条(産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録)	有	有 (※)	H28.10.3 中部県税事務所県税課に確認	・申請予定。
	第 225 条(産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録)	無	無 (※)	H28.10.3 中部県税事務所県税課に確認	―
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律		―	無	H28.12.28 センター判断	・今後の事業の拡大等により、第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する場合は、「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出」が必要。
鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例		―	無	R05.11.28 センター判断	・申請不要。

(※) 変更届出書記載の事業計画を踏まえ、センターにおいて手続き要否に変化がないと判断し記載した項目

④__施設付近の見取図

備考（変更の概要、変更の理由など）
・現地実測の結果、水処理施設と防災調整池を繋ぐ水路の設置位置が変更となった。

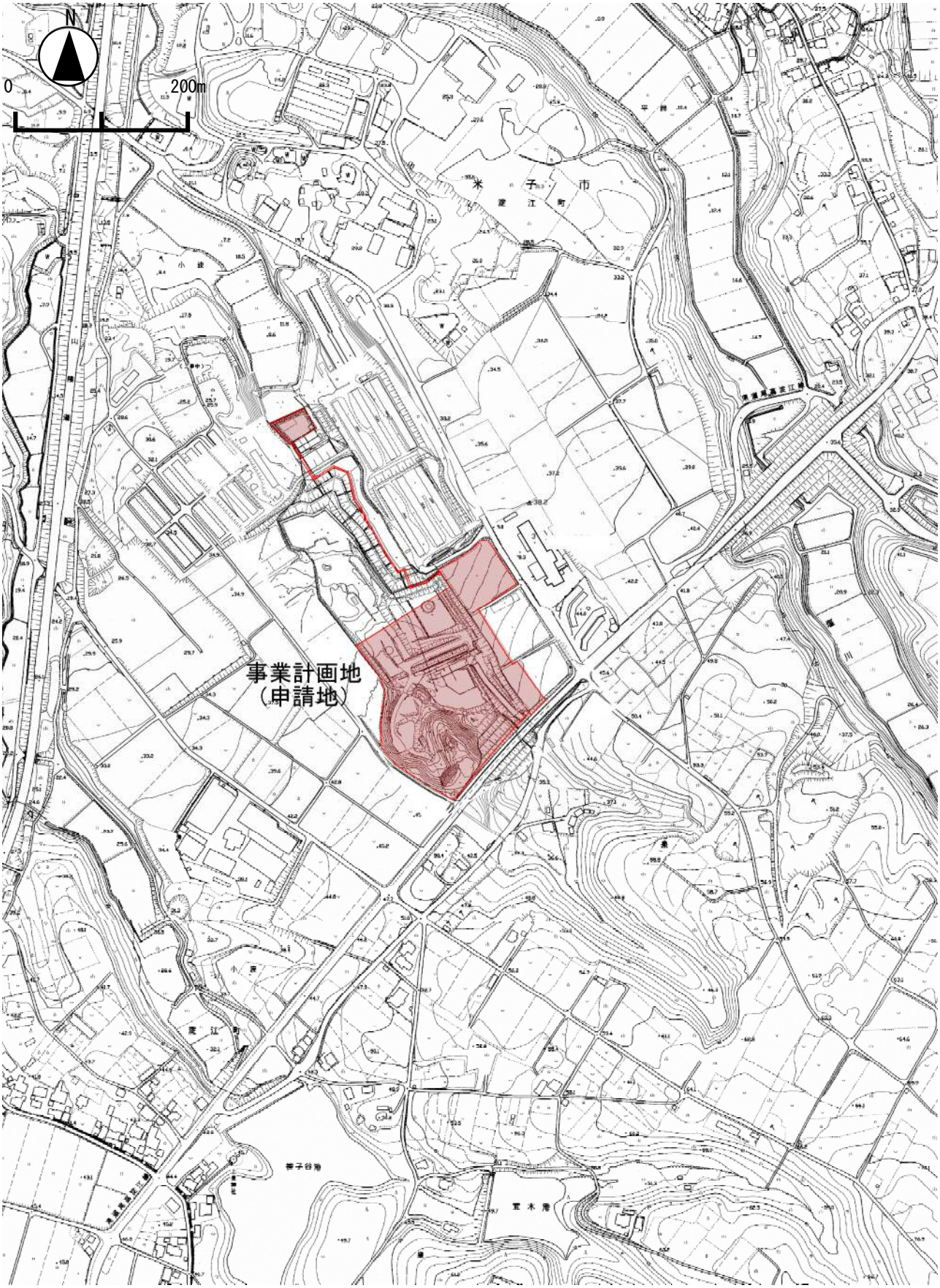
N
0
200m
事業計画地
（申請地）

N
0
100m
事業計画地
（申請地）

⑤__施 設 の 配 置 図
（表示設置位置を含む）

備考（変更の概要、変更の理由など）
主な変更点及び理由は、次のとおりである。 ・現地実測の結果、水処理施設と防災調整池を繋ぐ水路の設置位置が変更となった。 ・埋立地への進入路位置を、一般廃棄物処分場の埋立作業に影響のないルートとした。 ・埋立地への進入ルートの変更に伴い、タイヤ洗浄設備の位置を変更した。 ・埋立地の構造の変更に伴い（区画堤及び車両搬入路の位置変更、集水ピットの構造変更等）に伴い、各種集排水施設の配置を変更した。

第Ⅰ期／施設配置図（上流側）

S=1：1000

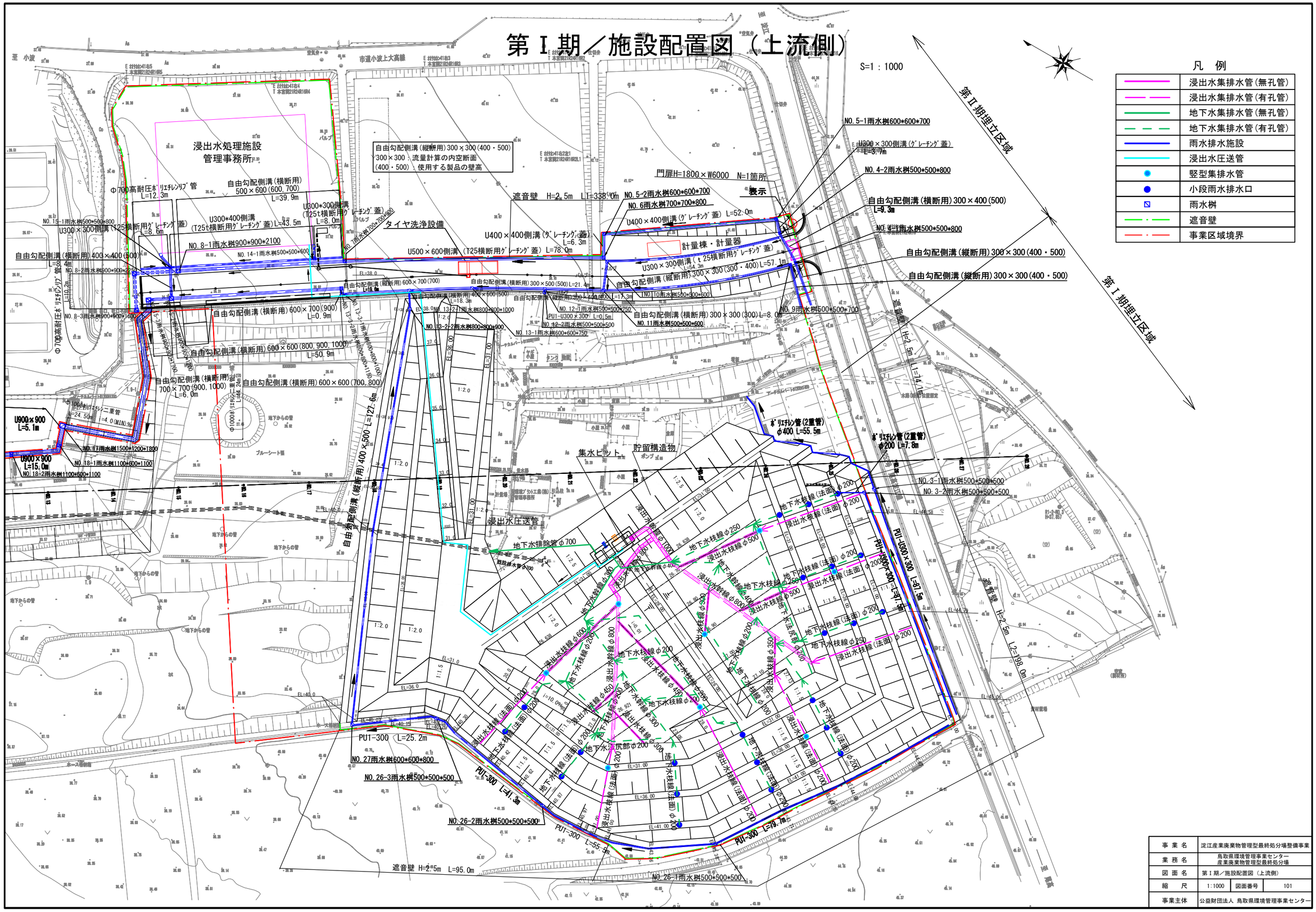

凡　例

	浸出水集排水管（無孔管）
	浸出水集排水管（有孔管）
	地下水集排水管（無孔管）
	地下水集排水管（有孔管）
	雨水排水施設
	浸出水圧送管
●	竪型集排水管
●	小段雨水排水口
⊠	雨水桝
	遮音壁
	事業区域境界

事業名	淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備事業		
業務名	鳥取県環境管理事業センター 産業廃棄物管理型最終処分場		
図面名	第Ⅰ期／施設配置図（上流側）		
縮尺	1:1000	図面番号	101
事業主体	公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター		

第Ⅰ期／施設配置図（下流側）

S=1：1000

凡　例

═══	雨水集排水施設
▣	雨水桝
━ · ━	事業区域境界

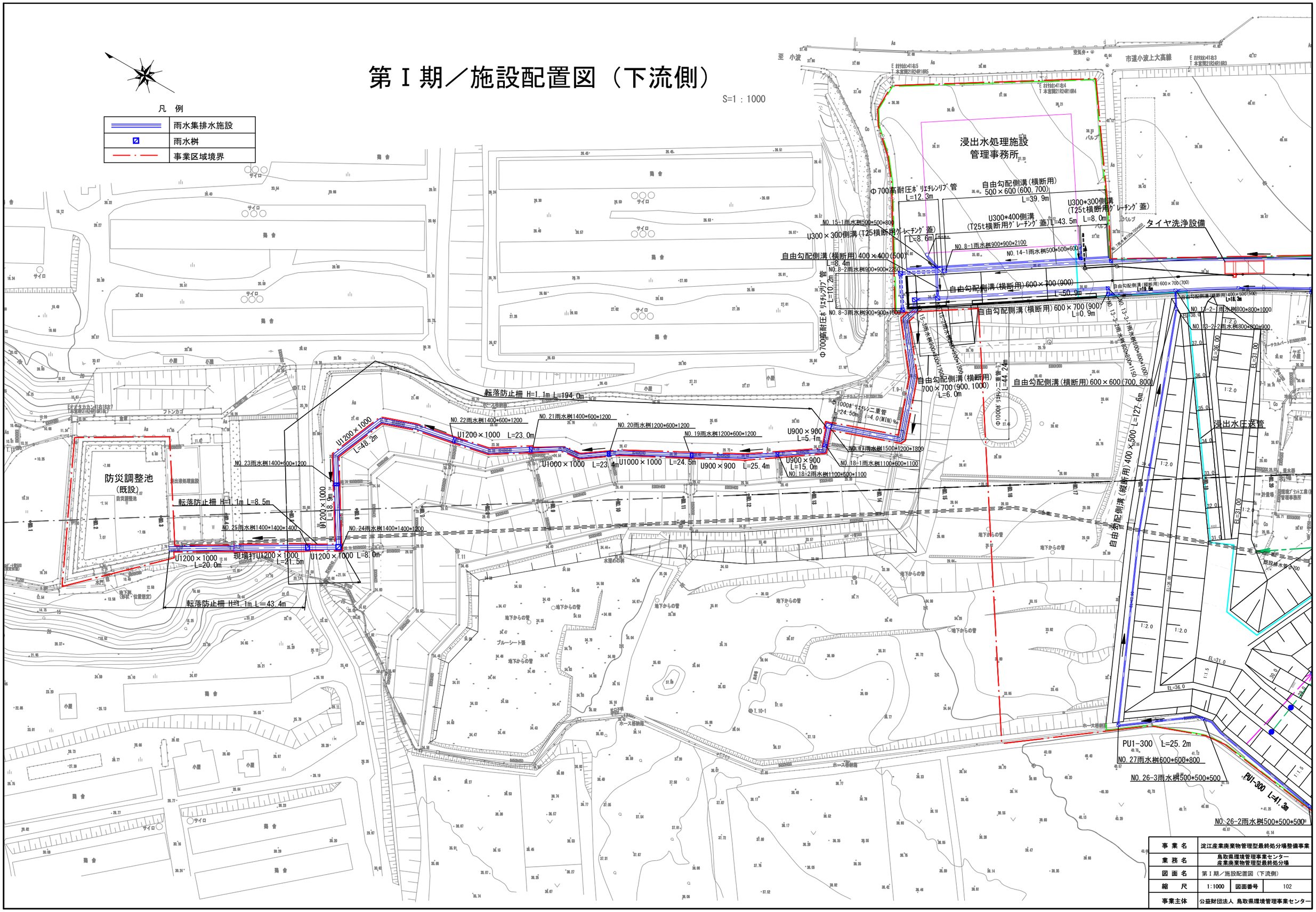

事業名	淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備事業		
業務名	鳥取県環境管理事業センター 産業廃棄物管理型最終処分場		
図面名	第Ⅰ期／施設配置図（下流側）		
縮尺	1:1000	図面番号	102
事業主体	公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター		

第Ⅱ期／施設配置図

S=1：1000

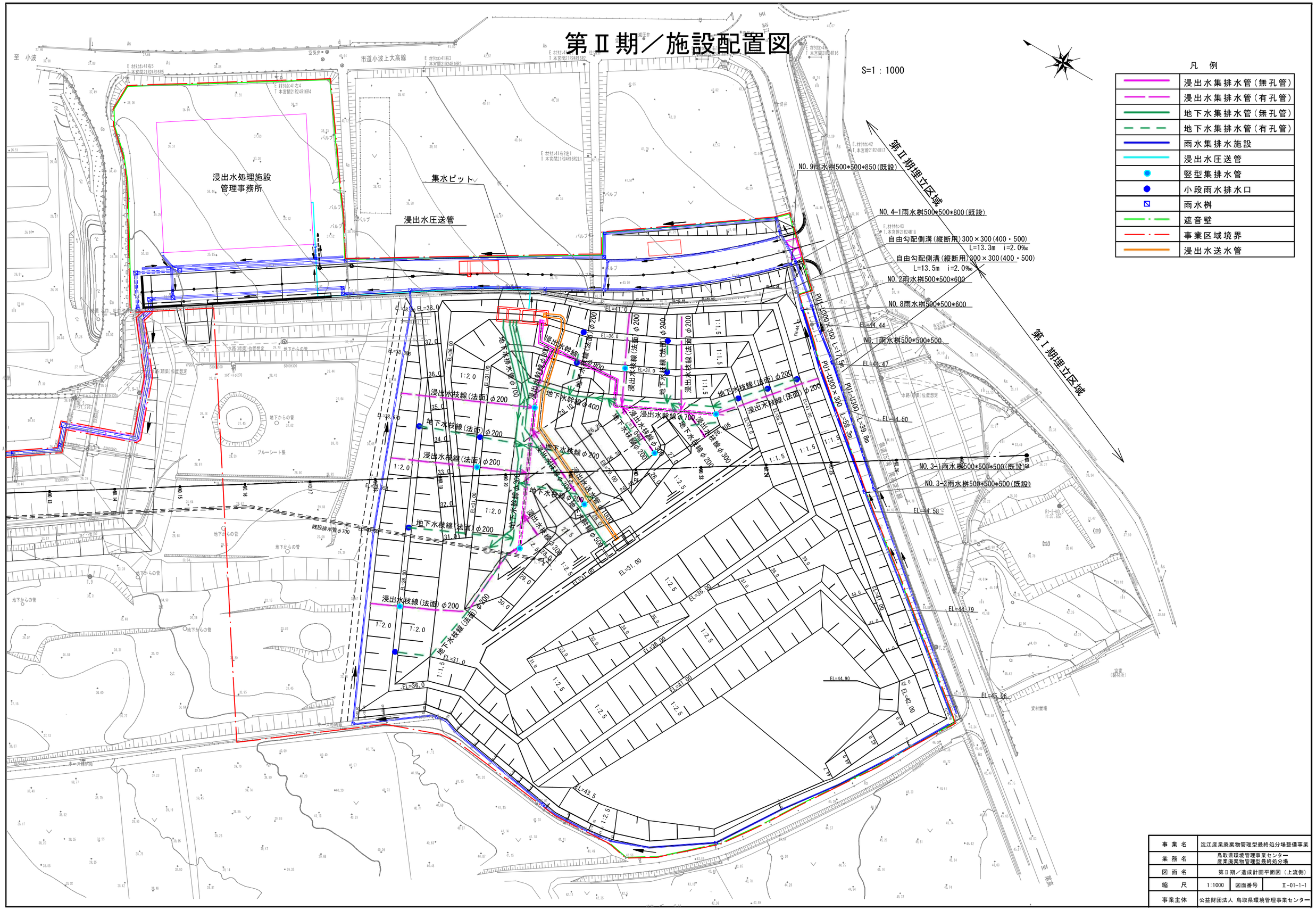

事業名	淀江産業廃棄物管理型最終処分場整備事業		
業務名	鳥取県環境管理事業センター 産業廃棄物管理型最終処分場		
図面名	第Ⅱ期／造成計画平面図（上流側）		
縮尺	1:1000	図面番号	Ⅱ-01-1-1
事業主体	公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター		